

令和5年度第1回尾張旭市特別職報酬等審議会会議録

- 1 開催日時
令和5年10月13日（金）
開会 午後2時00分
閉会 午後3時20分
- 2 開催場所
尾張旭市役所 3階 講堂2
- 3 出席委員
水谷 憲明、山中 順司、福田 祥治、磯川 和也、相羽 かよ子、判治 かよ子、
伊藤 雅一 7名
- 4 欠席委員
なし
- 5 傍聴者数
0名
- 6 出席した事務局職員
企画部長 松原 芳宣、人事課長 山本 智子、人事課長補佐 西本 康一、
人事課主事 峯村 駿
- 7 議題等
(1) 特別職の報酬等の額について
(2) その他
- 8 会議の要旨

企画部長	本日は、何かとご多忙の中、本審議会にご出席をいただきましてありがとうございます。 定刻となりましたので、ただ今より、令和5年度第1回尾張旭市特別職報酬等審議会をはじめさせていただきます。 恐れ入りますが、以後着座にて失礼いたします。 あらかじめお断りしておきますが、本日の議事進行は、会長及び職務代理者の選任、市長からの諮問まで、次第で言いますと次第6になりますが、そこまでは、私ども事務局で進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。 なお、本日は委員全員の方にご出席いただいております。定足数を満たしておりますので、この審議会は有効に成立していることを報告させていただきます。 それでは、次第に沿って進めてまいります。次第の2会議の公開について事務局より説明させていただきます。
人事課長	市では、市民の行政への参画促進と、公正で透明性のある行政運営を図るため、一部の例外を除きまして、市の附属機関や懇談会等の会議は、会議の公開をすることとしています。 会議の公開とは、市民の皆様には会議の開催をホームページなどでお知らせし、希望される方には会議を傍聴していただくもので、会議録などの資料も公開するものでございます。 本審議会につきましても、会議公開制度に基づき、公開させていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

企画部長	ただいま、事務局より説明がありましたとおり、本審議会は公開で開催させていただきますので、ご承知置き願います。 それでは、次第の3「市長挨拶」です。柴田市長より挨拶を申し上げます。
市長	皆様、こんにちは。特別職報酬等審議会の開催にあたり、一言、ご挨拶を申し上げます。 委員の皆様には、本審議会委員をお願いしましたところ、快くお引き受けをいただき、厚くお礼申し上げます。また、本日は、お忙しい中、審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。 さて、今年の人事院勧告では、一般職の職員において月例給、ボーナスともに引き上げる旨の勧告がなされました。これを受けて、本市職員についても、人事院勧告どおりに給与改定をする予定でございます。 物価高騰等の厳しい状況が続く中、特別職の報酬・給料額等が、市民の皆様の目線で、ご理解いただける金額なのか、審議会の意見を聴かせていただきたく、今回、審議会を開催いたしました。 委員の皆様方には、是非とも活発に議論していただき、ご答申いただければと存じます。 以上で私の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。
企画部長	それでは、次第の4「委員の紹介」をさせていただきます。お手元の「資料1」をご覧ください。名簿順に紹介させていただきます。 (委員紹介) 続きまして、事務局職員を順に紹介をさせていただきます。
事務局	(事務局自己紹介)
企画部長	次に、次第の5「協議事項」に入ります。 (1) 会長の選任 と (2) 同職務代理者の選任でございます。審議会条例第4条の規定によりまして、会長は委員の互選で、そして職務代理者は会長が指定することになっております。 まず、最初に会長の選任方法ですが、どのような方法がよろしいでしょうか。
水谷委員	推薦でどうでしょうか。
企画部長	推薦とのご発言をいただきました。その他ありますでしょうか。 ないようであれば推薦でお願いしたいと思います。では、どなたか推薦をお願いいたします。
山中委員	会長は審議会の取りまとめ役という大変重要な仕事ですので、学識経験豊かな名古屋産業大学の伊藤先生を推薦します。
企画部長	ただいま、山中委員より名古屋産業大学の伊藤雅一先生を推薦する旨のご発言をいただきました。他に推薦はございませんでしょうか。 他には無いようですのでお諮りしたいと思います。名古屋産業大学の伊藤先生に会長をお願いするということで、ご異議ございませんでしょうか。
委員全員	異議なし
企画部長	異議なしとのことですので、会長につきましては、名古屋産業大学の伊藤雅一様に決定したいと思います。恐れ入りますが、席をお移りいただき、一言ご挨拶をよろしくお願いいたしますと思います。
会長	(会長席へ移動)

会長	改めまして名古屋産業大学の伊藤です。どうぞよろしくお願いいたします。当審議会は、尾張旭市政をマネジメントする方々の報酬を審議する大変重要な会議になります。委員皆様のそれぞれの立場を尊重しながら、よりよい答申をまとめていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。
企画部長	次に、職務代理者の選任でございます。職務代理者は、会長の指名する方となっておりますので、会長からご指名をお願いしたいと思います。会長よろしくお願いいたします。
会長	では、職務代理者について、私から指名をさせていただきます。 審議に当たっては、地域の経済情勢といったものも判断材料になってきます。そういった意味で、地域の金融機関として経済情勢等に明るい瀬戸信用金庫尾張旭支店からご推薦の山中順司様に職務代理者をお願いしたいと思います。
企画部長	ただいま、会長からご指名をいただきました、山中順司様を職務代理者に決定したいと思います。山中様から一言ご挨拶をいただきたいと思います。
職務代理者	瀬戸信用金庫尾張旭支店 支店長の山中と申します。微力ではありますが、適正審議に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。
企画部長	会長及び職務代理者をお決めいただきましてありがとうございます。 次に、次第の6「諮問」に入ります。 諮問にあたりましては、市長から審議会会長に諮問書を手渡ししていただきますので、よろしくお願いいたします。
市長	(会長席の近くへ移動して、審議会会長に諮問書を手渡し) よろしくお願いいたします。
企画部長	なお、委員の皆様には、諮問書の写しが資料2としてお手元に配付してございますので、ご確認をいただきたいと存じます。 なお、大変申し訳ございませんが、市長は他に公務がございますので、ここで退席をさせていただきます。
市長	よろしくお願いいたします。(市長退席)
企画部長	それでは、諮問まで終わりましたので、以後の議題は会長のもとで進行していただきますが、その前に今後のスケジュールについて、事務局からお願いをさせていただきます。 特別職の報酬等の改定には、議会での議決を得る必要がございます。 他市町村では、改定がある場合、期末手当いわゆるボーナスは12月から、月例給は翌年4月からとするところが大勢を占めております。他市町村では月例給は審議会の審議内容ではありますが、期末手当いわゆるボーナスは含んでおりません。 本市におきましては、月例給だけでなく、全体の報酬額を審議する中で、月例給に加えて期末手当いわゆるボーナスも審議の対象に含まれておりますので、可能であれば10月中を目処に答申内容をお決めいただき、12月議会での条例改正に間に合う形で事務を進めていきたいと考えております。 委員の皆様には、期末手当の内容も審議する本市の特異性をご理解いただき、ご一考いただけますと幸いです。大変、勝手を言いますが、どうぞよろしくお願いいたします。それでは会長に代わらせていただきます。 伊藤会長、よろしくお願いいたします。

会長	それでは、早速ですが、議題に移ります。 今部長から話がありましたが、当審議会は、期末手当も審議対象になっております。期末手当については、12月議会に付議していきたいということで、10月中を目途に答申をまとめて欲しいというご希望であります。そういったことを踏まえて審議をしていきたいと思います。まず特別職の報酬等の額について、まず事務局から説明してください。
人事課長 補佐	(資料に基づき説明) (1) 資料3「関係条例」 ・7名の審議会委員は市内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから市長が任命することとなっている。 ・平成27年度から期末手当も審議対象となった。 ・平成28年度からは教育長も審議対象となった。 ・昨年度の答申に基づき、特別職一括して期末手当の支給月数を0.05月分引上げで条例を一部改正 (2) 資料4「県内各市三役給料月額等一覧」 ・本市は他市と同様に期末手当が3.30月となっている。 (3) 資料5「県内各市議員報酬月額等一覧」 ・期末手当支給額及び議員の年間総収入額を掲載 (4) 資料6「県内各市三役給料月額及び議員報酬月額比較」 ・本市は概ね平均もしくは平均以下 (5) 資料7「県内各市三役及び議員の期末手当額比較」 ・本市は概ね平均もしくは平均以下 (6) 資料8「特別職及び一般職（最高号給者）の年収比較」 ・令和5年度の一般職の年収見込の最高額と比べ、市長は約1.7倍 (7) 資料9「特別職報酬等月額の推移」 ・平成15年頃からマイナスの改定、平成27年・29年にプラスとなり、それ以降は据え置かれている。 (8) 資料10「期末手当支給月数の推移」 ・令和4年12月の改定で、0.05月分引上げ (9) 資料11「一般行政職の給料改定率及び消費者物価指数の推移」 ・令和5年度一般行政職の給料は、全職員を対象とした引上げで、過去5年の平均と比べ約1.0倍の引上げ ・消費者物価指数（令和5年8月速報値）は、昨年比でプラスに転じている。 (10) 資料12「人事院勧告状況（平成27年度から令和4年度まで）」 ・令和5年度の勧告は、平成27年度の人勧から久しぶりに指定職の月例給が改定となり、改定率としては、一般行政職の5級以上の改定率と同じ0.3%の引上げ ・期末勤勉手当は、一般職と同様に支給月数を0.10月分の引上げ (11) 資料13「給与勧告の骨子」 ・民間給与との較差を埋めるため、初任給及び若年層の職員を重点に置き給料を平均で1.1%引上げ ・民間事業所の支給割合との均衡を図るため、期末手当・勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.05月分引上げ

	(12) 資料 1 4 「本市の教育委員会」 ・教育長の給料を検討する際の参考 (13) 資料 1 5 「議員の活動状況」 ・議員報酬を検討する際の参考 ・市議会の定数を平成 3 1 年 4 月の選挙時から 2 1 名から 2 0 名に削減 (14) 資料 1 6 「県内各市令和 3 年度普通会計決算状況」 ・本市の財政力指数は 0. 8 4 ・他市と比べると若干低いが、県内の自治体の財政状況が全国的には非常に良い。 (15) 資料 1 7 「健全な行財政運営を行うために取り組んできたこと」 ・総合計画の進行管理、事務事業評価、施策・基本事業評価、人事考課制度、定員適正化計画等 (16) 資料 1 8 「昨年度答申書」 ・昨年度の答申結果を確認する際の参考 (17) 資料 1 9 「特別職報酬等改定例」 ・給料月額及び報酬月額と期末手当の支給月数を、それぞれ据置き又は引上げを行った場合の影響額を試算 (18) 資料 2 0 「県内各市の今後の対応予定」 ・期末手当は、人事院勧告どおり、指定職の改定にならない「0. 1 0 月分引上げ」とするのが 3 4 市、未定が 2 市となっている。現時点で、方向性が決まっている県内全ての市が、0. 1 0 月分の引上げとなっており、令和 5 年 1 2 月期の期末手当から適用予定 ・月例給は、報酬等審議会を開催しないため、据置きとするのが 9 市、これから報酬等審議会を開催するため、未定としているのが 2 6 市となっている。未定の 2 6 市は、改定することになった場合は、令和 6 年 4 月 1 日から適用予定
会長	ありがとうございました。いろいろな観点から説明をいただきました。それでは、審議に入りたいと思います。皆様の忌憚のない意見をいただければと思います。内容の確認も含めまして、ご質問のあるかたからご発言をお願いします。
福田委員	毎年春闘をやっており、9 月に報告の回答が出ました。その結果は、平均で 3. 8 %、1 1, 0 0 0 円の引上げで、約 3 6 1, 0 0 0 人が対象。 また、1 0 月 1 日に最低賃金が改定され、愛知県は 9 8 6 円から 1, 0 2 7 円になり、前年比 4 1 円、4. 1 %の引上げとなりました。このような状況を踏まえて報酬審の協議を進めていただければと思います。
会長	春闘などの状況について説明をいただきました。 他にご意見ありますか。
水谷委員	世間がここのところ物価上昇になっており、引上げの方向に進むのではないかと感じています。

会長	今、賃上げの中での物価高となっており、そういったことを踏まえながら、ご意見をいただければと思います。 また、資料１８の昨年の審議会の答申では、論点としては大きく６つとなっています。 １つ目は、人事院勧告の状況、これは先ほど説明いただきました。 ２つ目は、一般職の給与改定状況。こちらは、人事院勧告の状況に基づき、給与改定をすると説明がありました。 ３つ目は、経済情勢。特に、当地域の経済情勢はどうか。 ４つ目は、財政状況。本市の財政力指数の説明がありました。 ５つ目は、特別職の職責ということで、市長、副市長、教育長、市議会議員の活動について、大まかですが説明がありました。 ６つ目は、特別職の月例給の水準ということで、他市の状況を検討の対象としてきたところです。 参考までに、昨年はこれらを踏まえて協議をしたということをご承知いただければと思います。
福田委員	令和５年の給与勧告の骨子に、民間との較差を解消するため、初任給を高卒は１２，０００円、大卒は１１，０００円引上げということを認識しておかなければいけないと思います。 ボーナスについても、引上げとなっております。そのような背景を踏まえて、物価の高騰などを判断とするなら、引下げや据置きはなく、どれぐらいの幅、引き上げるかが議論になってくると思います。
会長	物価高や人事院勧告の状況を踏まえると引上げが妥当で、その幅を議論すべきという意見でした。 人事院勧告の状況については事務局からも説明がありました。 これまで審議会では、特別職の月例給については、国の指定職の月例給の内容を参考にしてきました。平成２８年度以降、国の指定職の月例給の改定はありませんでしたが、久しぶりに０．３％の引上げとなりました。期末勤勉手当については、国の指定職が０．１０月分の引上げとなりました。 ここのあたりが議論のベースとなり、ここから、どう考えるかがポイントになってくるかと思います。 また、賃上げ基調の物価高とありますが、論点の一つに地域経済情勢がありますので、本市の経済情勢を山中委員からご紹介いただければと思います。
山中委員	昨年度と比較し、多くは回復基調にあると思われます。 ただし、物価高や原材料高の影響は顕著に受けており、利益率は厳しい状況にあるという感じです。地域内の事業者さんが雇用している従業員さんたちの賃上げの状況は細かく見ることはできませんが、感覚としては一律の賃上げができていたとは言いきれないと感じています。 ただ、本市の特性を考えると勤労者はサラリーマン世帯が多いと思うので、こういうところを勘案すると、賃上げが進んでいると推量はされると思います。 したがって、このあたりを総じて考えると、人事院勧告の内容をベースとして考えていくと、下げるというのはないかと思います。

会長	人事院勧告をベースにしながらも、地域の状況を考慮しながら判断していく必要があるということでした。 当審議会で答申いただく内容は、一つは月例給の内容、もう一つは、期末手当の改定です。改定する場合、改定する率・額と実施時期が必要です。実施時期は、冒頭、部長からの説明もあったとおり、期末手当は12月、月例給は翌年の4月を目途にしたいということです。 議論としては、月例給と期末手当を引き上げるのか、据置きなのか、引き下げるのかということを明確にする必要があります。その上で、改定する場合は、改定率、改定額をどれだけにするのかを具体的に議論することが必要になってきます。 今までの意見では、引上げが支配的であると思われますが、磯川委員はいかがでしょう。
磯川委員	引上げが妥当だと思います。 ただし、どれくらい上げるかは年収ベースでどれくらい上がるかで考えるべきだと思います。 月例給は来年4月からの改定となるため、その時点での世間の動きは気になるころではあります。
会長	相羽委員はいかがでしょう。
相羽委員	物価も上がっていますし、引上げが妥当だと思います。
会長	判治委員はいかがでしょう。
判治委員	人勧の内容を見ると、引上げが妥当だと考えます。下げる理由が見当たらないです。ただし、どれくらい上げるかという判断は難しいです。
会長	それぞれの委員の意見を聞くと、引上げということですので、方向性として引上げで議論を進めていきたいと思います。 そこで、どれぐらいの幅かというのは中々難しいところではありますが、どなたがご意見ありますか。
福田委員	人事院勧告の内容がやはり一番公平で妥当ではないかと考えます。財政力指数も悪くないため、人勧の0.3%の引上げを基準として議論したほうが良いと思います。 期末手当は、月例給の引上げを加味して月数も上がるので、そうすると年収としても妥当だと考えます。
会長	今の意見を踏まえまして、他に意見はありますか。
福田委員	尾張旭は月例給と期末手当を審議内容として行っているが、他市町より審議会の開催が早いですか。
人事課長 補佐	9月末に県内各市に問い合わせたところ、津島市は、すでに開催しております。その他のほとんどの市は、10月末から11月に開催予定と聞いておりますので、他と比べると早い時期での開催になります。
福田委員	そうすると尾張旭の答申が、他市のモデル例になりますね。
会長	資料20の他市の状況で、26市が報酬審の開催予定とありますが、過去例から見ると9割は人事院勧告に基づいた答申が行われたということでしょうか。
人事課長 補佐	過去例を見ると、報酬審が開催された場合、人事院勧告どおりの答申となるのが9割ほどでした。
会長	今後他市で行われる報酬審では、福田委員のおっしゃるように、尾張旭市の答申が、他市の先例になるということですね。 そういった点を踏まえまして、何かご意見ありますか。

水谷委員	期末手当は0. 1月の増額でいいと思いますが、月例給の引上げ幅は悩みます。
会長	今のご意見は、期末手当は0. 1月引上げでいいのではないかという意見ですが、これ以外の意見をお持ちの委員はみえますか。
全委員	意見なし
会長	他に意見がなければ、期末手当は0. 1月引上げということでよろしいでしょうか。
全委員	異議なし
会長	期末手当は0. 1月引上げということで、その上で、月例給をどうするかをご意見いただければと思います。 先ほど、福田委員からは尾張旭市の財政力指数は全国的に高いほうであり、0. 3%の引上げが妥当ではないかということです。それ以外指標として資料20の表の右にいろいろとありますが、基本的には、この数字は健全財政の範囲内にあるという理解でよろしいでしょうか。
人事課長	健全財政の範囲内にあります。
会長	尾張旭市の財政は、健全財政の範囲内にあるということを踏まえ、今出ている意見は、月例給については0. 3%の引上げが妥当じゃないかという意見です。地域経済情勢を踏まえて、財政の観点から山中委員はいかがでしょうか。
山中委員	市HPで市の財務内容を事前に簡単に確認させていただきました。一般企業と財務諸表が異なるので一概に言えないところはありますが、自己資本比率は非常に高くなっており、体力的には全く問題はないと思います。金融機関の人間として年間の収支のところを見ると、歳入のところに市債がありますが、実質的な収支も問題がないと思います。 財務内容の観点からは、人事院勧告に基づいて一般職員の人件費の引上げが行われた際に、人件費の支出の増加がどれぐらいになるのか、それが市の財政の歳入歳出の範囲内に収まるのかが検証の対象となると思います。
会長	本年の人事院勧告は、近年の状況からすると月例給の上げ幅も大きく、期末勤勉手当も0. 1月増となっており、それが人件費にどれだけ反映されて、結果的に財政状況にどういう影響を与えるか、ということについて何か事務局からありますか。
企画部長	本市でいうと人件費が50億を超えるぐらいで、全体の中で概ね19%ぐらいを占めるので、1%増で数千万円増えることになります。基本的に職員の人件費は、基本ベースとなる部分なので、全額ではありませんが、国からも交付税の措置があります。そのため、人件費が上がったということで、市民サービスが低下するとか、そういった直接的な影響はないと考えています。
山中委員	今の説明を聞くと、一般職員の人件費の負担増になる部分については、そんなに問題ではないと考えます。
会長	人件費については、交付税である程度考慮していただけるということでよろしいか。
企画部長	すべてがしっかりと算定されているかは検証が難しいですが、考慮はされております。
会長	尾張旭市は交付団体なので、国の考慮があるということです。山中委員は、引上げとしてはどのようなご見解ですか。

山中委員	人事院勧告をベースとして考えるという確認が取れているなら、尾張旭市に特異な状況が何かあるのか。あれば特異な状況を加味した上で、0.3%より上げるのか下げるのか、議論に必要だと思います。
会長	今のご意見に対して、基本的に人事院勧告をベースにして、さらに引き上げる、あるいは下げるべき何か特別な理由について、事務局から補足する説明はありますか。
企画部長	特別何かということはありませんが、一般的な話として、昭和50年代につくった施設が老朽化してきているので、そうした意味での将来的な負担というのは心配されます。しかし、これは本市特有のものではないかと思います。 税收等については、サラリーマン世帯が多いため、特に特別性があるということまでは言えません。 そのため、事務局としては、人事院勧告が示された中で、特に考慮すべきことというのが思い浮かぶ状況ではありません。
会長	資料やこれまでの状況を見ると、0.3%を軸にというのが妥当なところになってくるかと思いますが、その点について、判治委員いかがでしょうか。
判治委員	他市の方針がまだ出ていない中で、尾張旭市の答申が基準の一つになるというところで、人勧の内容より上げるということは、それなりに大きな理由が必要になると思うため、0.3%の引上げが妥当と考えます。
会長	相羽委員いかがでしょうか。
相羽委員	0.3%の引上げが妥当だと思います。
会長	磯川委員いかがでしょうか。
磯川委員	人事院勧告から上げる理由も下げる理由も見当たらないというところなので、人事院勧告どおりに進めるのが妥当ではないかと思います。
会長	委員の皆様の意見をお聞きしまして、月例給としては、人事院勧告を踏まえて、0.3%の引上げが妥当というご意見が支配的ですけど、それでよろしいでしょうか。
全委員	異議なし
会長	ありがとうございます。 それでは、給与月額及び報酬月額は0.3%の引上げで答申することによってよろしいでしょうか。
全委員	異議なし
会長	ありがとうございます。 それでは、先に議論させていただきました期末手当ですが、0.10月分引上げで答申することによってよろしいでしょうか。
全委員	異議なし
会長	ありがとうございます。 続きまして、実施時期については、冒頭、部長から説明がありましたが、給料月額及び報酬月額の改定時期は令和6年4月1日とし、期末手当の改定時期は令和5年12月1日からということによってよろしいでしょうか。
全委員	異議なし

会長	ありがとうございます。 それでは、結論に至りましたので、これで答申をしていきたいと思います。 事務局に確認しますが、答申については、どのように進めていけばよろしいでしょうか。
人事課長 補佐	まず、例年の進め方ですが、皆様の意見を元に答申書の原案を事務局で作成し、会長に確認していただきます。 その後、委員の皆様へ郵送し、確認していただきます。修正点等がございましたら、事務局へご連絡いただきまして、再度、会長に確認をしていただいております。 また、市長への答申についてですが、各委員の皆様へ再度集まっていたくのではなく、会長から市長へ直接答申書をお渡しいただいております。これはあくまでも例年とられてきた方法でございますので、皆様の協議によりお決めいただきたいと思います。
会長	事務局から説明いただきましたが、委員の皆様からご意見等がありますでしょうか。
福田委員	例年どおりでよろしいかと思います。
会長	例年どおりに進めさせていただいてよろしいでしょうか
全委員	異議なし
会長	ありがとうございます。それでは、市長への答申については、例年の方法で進めさせていただきます。今年度の審議会は、審議の結論が出ましたので、今回で終了とさせていただきますが、よろしいでしょうか。
全委員	異議なし
会長	ありがとうございます。それでは、続きまして議題8「その他」について、事務局から何かありますか。
企画部長	委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、ご熱心に、特別職の報酬等の額についてご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。 今後も、厳しい行政運営が続くと思われますが、引き続き皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。
会長	それでは、今年度の特別職報酬等審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。